

2023年3月20日

高圧のお客さま各位

Japan 電力株式会社

電力需給約款改定のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社はお客さまにご利用いただいております電力サービスについて、下記のとおり電力需給約款の内容を改定させていただきます。当該約款の変更に伴い、お客さまのご契約内容が変更となりますので、その内容及び変更時期等をご案内申し上げます。

当社は今後も電気の安定供給に努め、お客さまにご満足いただけるよう一意専心取り組んで参りますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお、本書は、2023年3月10日付にて当社ホームページに掲載した「電力需給約款改定のご案内」につきまして、「4.変更の内容」の記載内容の一部に誤りがございましたので、本書末尾の対照表のとおり内容の訂正をおこなったうえで、2023年3月20日付にて当社ホームページに再掲載するものです。

敬具

記

1.対象エリア

当社供給の全エリア

2.変更の概要

当社は、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動を当社の電源調達の実態に即してより適切に電気料金に反映し、電力を安定的に供給することを目的として、電気料金の加減算を行う「燃料費等調整額」の内容を変更することといたしました。また、その他に、以下「4.変更の内容」に記載する諸事項を変更いたします。

3.お客さまのお手続きについて

当社サービスを引き続きご継続いただける場合は、お客さまにご対応いただく事項はございません。変更内容についてご不明点、ご納得いただけない点などがございましたら、以下のサポートセンターまでご連絡ください。

Japan 電力お客さまサポートセンター

お電話でのお問い合わせ：050-3161-1885

お電話の受付時間：9:00～18:00（土日祝除く）

メールでのお問い合わせ：jpn_customersupport@japaden.com

なお、変更内容にご納得いただけない場合等、当社サービスのご契約の終了を希望される場合は、大変お手数ですがお客さまご自身にて、他小売電気事業者様へのお切り替えのご契約手続きをお願いいたします。

4.変更の内容

① 燃料費等調整額の内容の変更（2023年5月1日または2023年5月の起算日以降）

お客さまが2023年5月1日以降（2023年4月30日以前に当社から電気の供給を開始しているお客さまについては、2023年5月の起算日以降）の期間において使用される電気の料金に関しまして、電気料金の加減算を行う「燃料費等調整額」の内容を以下のとおりといたします。

■燃料費等調整額とは

燃料費等調整額とは、使用電力量に対して、【〔固定電源①比率×燃料費調整単価〕＋〔固定電源②比率×固定電源調達費調整単価〕＋〔変動電源比率×変動電源調達費調整単価〕＋離島ユニバーサルサービス調整単価】の算式により算定する燃料費等調整単価を乗じた金額をいいます。

なお、燃料費等調整単価が0より大きい場合に電気料金に加算、0より小さい場合に電気料金から減算となります。

当社が仕入れる電力の全体に比して、固定電源①が占める割合を固定電源①比率、固定電源②が占める割合を固定電源②比率、変動電源が占める割合を変動電源比率といい、固定電源①比率、固定電源②比率および変動電源比率ならびに燃料費等調整単価は、それぞれ電力需給約款に定める時期および方法によりお客さまに開示するものとします。

なお、固定電源①、固定電源②および変動電源とは、当社の電力仕入において、それぞれ以下のとおり定めるものをいいます。

固定電源①	一定期間・一定量の電力の固定単価を定め、燃料費の変動に基づく一定の調整をおこなった価格で調達するもの
固定電源②	一定期間・一定量の電力を固定価格で調達するもの
変動電源	一般社団法人日本卸電力取引所において変動する市場価格による仕入等、固定電源①または固定電源②のいずれにも該当しないもの

A.燃料費調整単価とは

電力需給約款に別途定義する「平均燃料価格」、「基準燃料価格」および「基準単価」に応じて、【(平均燃料価格－基準燃料価格)×基準単価/1,000】の算式により算出いたします。

燃料費調整単価は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は0円より小さくなり、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-4月1日からN-2月末日までの期間の平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の1月1日から3月末日までの期間の平均燃料価格に対応する燃料費調整単価を適用いたします。)

B. 固定電源調達費調整単価とは

固定電源②による電力仕入の加重平均単価（以下「固定電源②調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、【(固定電源②調達単価-還元基準値)×(1+消費税率)】または【(固定電源②調達単価-追加請求基準値)×(1+消費税率)】の算式により算出いたします。

固定電源調達費調整単価は、固定電源②調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日からN-1月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から4月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。)

C. 変動電源調達費調整単価とは

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における1ヶ月間のエリアプライスの平均値に、電力需給約款に別途定義する「調整係数」を乗じた値（以下「変動電源調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、【(変動電源調達単価-還元基準値)×(1+消費税率)】または【(変動電源調達単価-追加請求基準値)×(1+消費税率)】の算式により算出いたします。

変動電源調達費調整単価は、変動電源調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日からN-1月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から4月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。)

<還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数>

2023年5月1日以降（2023年4月30日以前に当社から電気の供給を開始しているお客さまに

については、2023年5月の起算日以降)の還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数は、以下のとおりとします。

供給区域	還元基準値	追加請求基準値	調整係数
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	7.10	14.10	1.3
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	3.90	10.90	
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	6.00	13.00	
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.80	12.80	
北陸電力送配電株式会社の供給区域	5.30	12.30	
関西電力送配電株式会社の供給区域	5.00	12.00	
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域	3.60	10.60	
四国電力送配電株式会社の供給区域	3.40	10.40	
九州電力送配電株式会社の供給区域	6.70	13.70	

※還元基準値および追加請求基準値は、固定電源調達費調整単価と変動電源調達費調整単価の算出に適用し、調整係数は変動電源調達費調整単価の算出に適用いたします。

なお、当社は、毎月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

D. 離島ユニバーサルサービス調整単価とは

電力需給約款に別途定義する「離島平均燃料価格」および「離島基準単価」に応じて、【(離島平均燃料価格-52,500円)×離島基準単価/1,000】の算式により算出し、九州電力送配電株式会社が供給区域とする供給地点のお客さまに限り適用いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価は、離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は0円より小さくなり、離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-4月1日からN-2月末日までの期間の離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の1月1日から3月末日までの期間の離島平均燃料価格に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価を適用いたします。)

※N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、当該料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。但し、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において適用していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※なお、供給開始日の翌日以降から3度目の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する燃料費等調整単価について、固定電源比率を100%、変動電源比率を0%とする「燃料費等調整単価の算定の特例」の適用は廃止いたします。

※その他の詳細は、改定後の電力需給約款（高圧）〔2023年5月1日実施 Ver.5〕附則第2条（燃料費等調整額）に定める内容をご確認ください。

② その他の変更（2023年5月1日以降）

前述の①の他、以下の事項に関する電力需給約款（高圧）の改定を行います。詳細は、改定後の電力需給約款（高圧）〔2023年5月1日実施 Ver.5〕をご確認ください。

(1)電力需給契約の実質的な変更を伴わない誤字等の修正

(2)その他、2023年5月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項

< 「4.変更の内容」の訂正内容 >

訂正前	訂正後
<p>燃料費等調整額の内容の変更（2023年5月以降）</p>	<p>① 燃料費等調整額の内容の変更（2023年5月1日または2023年5月の起算日以降）</p>
<p>お客さまが2023年4月の起算日以降の期間（繰上検針のお客さまは2023年5月1日以降の期間）において使用される電気の料金に関しまして、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動を当社の電源調達の実態に即して適切に電気料金に反映するため、以下の内容の「燃料費等調整額」の加減算を適用いたします。</p>	<p>お客さまが2023年5月1日以降（2023年4月30日以前に当社から電気の供給を開始しているお客さまについては、2023年5月の起算日以降）の期間において使用される電気の料金に関しまして、電気料金の加減算を行う「燃料費等調整額」の内容を以下のとおりといたします。</p>
<p>■<u>燃料費等調整額とは</u> （省略）</p>	<p>■<u>燃料費等調整額とは</u> （原文どおり）</p>
<p>固定電源①比率、固定電源②比率、変動電源比率および燃料費等調整単価は、それぞれ電力需給約款に定める時期および方法によりお客さまに開示するものとします。 （以降省略）</p>	<p>当社が仕入れる電力の全体に比して、固定電源①が占める割合を固定電源①比率、固定電源②が占める割合を固定電源②比率、変動電源が占める割合を変動電源比率といい、固定電源①比率、固定電源②比率および変動電源比率ならびに燃料費等調整単価は、それぞれ電力需給約款に定める時期および方法によりお客さまに開示するものとします。 （以降原文どおり）</p>
<p>A.<u>燃料費調整単価とは</u> （省略）</p>	<p>A.<u>燃料費調整単価とは</u> （原文どおり）</p>
<p>B.<u>離島ユニバーサルサービス調整単価とは</u> （省略）</p>	<p>（「D. 離島ユニバーサルサービス調整単価とは」に記載。本文は原文どおり）</p>
<p>C. <u>固定電源調達費調整単価とは</u> 電力需給約款に別途定義する期間における固定電源②による電力仕入れの加重平均単価（以下「固定電源②調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、【（固定電源②調達単価×調整係数－還元基準値）×（1+</p>	<p>B. <u>固定電源調達費調整単価とは</u> 固定電源②による電力仕入れの加重平均単価（以下「固定電源②調達単価」といいます。）と、電力需給約款に別途定義する「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、 【（固定電源②調達単価－還元基準値）×（1+消費税率）】または【（固定電源②調達単価</p>

消費税率)】または【(固定電源②調達単価－追加請求基準値)×(1+消費税率)】の算式により算出いたします。

調達費調整単価は、固定電源②調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

なお、当社は、毎月1日時点において、還元基準値、追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の還元基準値および追加請求基準値による算定を開始するものとします。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日から末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。)

D. 変動電源調達費調整単価とは

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における1ヶ月間のエリアプライスの平均値(以下「JEPX エリアプライス1ヶ月平均値」といいます。)と、電力需給約款に別途定義する「調整係数」、「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、【(JEPX エリアプライス1ヶ月平均値×調整係数－還元基準値)×(1+消費税率)】または【(JEPX エリ

－追加請求基準値)×(1+消費税率)】の算式により算出いたします。

固定電源調達費調整単価は、固定電源②調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

なお、当社は、毎月1日時点において、還元基準値、追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の還元基準値および追加請求基準値による算定を開始するものとします。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日からN-1月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から4月末日までの期間の固定電源②調達単価に対応する固定電源調達費調整単価を適用いたします。)

C. 変動電源調達費調整単価とは

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における1ヶ月間のエリアプライスの平均値に、電力需給約款に別途定義する「調整係数」を乗じた値(以下「変動電源調達単価」といいます。)と、電力需給約款に別途定義する「還元基準値」および「追加請求基準値」に応じて、【(変動電源調達単価－還元基準値)×(1+消費税率)】または【(変動電源調達

【 $\text{アプライス1ヶ月平均値} \times \text{調整係数} - \text{追加請求基準値} \times (1 + \text{消費税率})$ 】の算式により算出いたします。

調達費調整単価は、JEPX エリアプライス1ヶ月平均値に調整係数を乗じた値が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

なお、当社は、毎月1日時点において、調整係数、還元基準値、追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調整係数、還元基準値および追加請求基準値による算定を開始するものとします。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日から末日までの期間のJEPX エリアプライス1ヶ月平均値に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から末日までの期間のJEPX エリアプライス1ヶ月平均値に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。)

【 $\text{単価} - \text{追加請求基準値} \times (1 + \text{消費税率})$ 】の算式により算出いたします。

変動電源調達費調整単価は、変動電源調達単価が還元基準値を下回る場合は0円より小さくなり、追加請求基準値を上回る場合は0円より大きくなり、そのいずれでもない場合は0円となります。

N月の起算日からN+1月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、N-1月1日からN-1月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。

(例：5月の起算日から6月の起算日の前日までの期間に使用された電気の料金に、その年の4月1日から4月末日までの期間の変動電源調達単価に対応する変動電源調達費調整単価を適用いたします。)

<還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数>

2023年5月1日以降（2023年4月30日以前に当社から電気の供給を開始しているお客さまについては、2023年5月の起算日以降）の還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数は、以下のとおりとします。

(以下表は省略／「**4.変更の内容**」を参照)

※還元基準値および追加請求基準値は、固定電源調達費調整単価と変動電源調達費調整単価の算出に適用し、調整係数は変動電源調達費調整単価の算出に適用いたします。

なお、当社は、毎月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値ならびに調整係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

D. 離島ユニバーサルサービス調整単価とは
(本文省略/訂正前「B. 離島ユニバーサルサービス調整単価とは」に記載の原文どおり)

(注釈一文目 原文どおり)

(注釈一文目 省略)

※当社は、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。但し、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において適用していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※また、供給開始日の翌日以降から3度目の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する燃料費等調整単価は、固定電源比率を100%、変動電源比率を0%とする「燃料費等調整単価の算定の特例」の適用を廃止いたします。

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。但し、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において適用していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※なお、供給開始日の翌日以降から3度目の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する燃料費等調整単価について、固定電源比率を100%、変動電源比率を0%とする「燃料費等調整単価の算定の特例」の適用は廃止いたします。

<p>※その他の詳細は、改定後電力需給約款（高圧）〔2023年4月1日実施〕別表第1条（燃料費等調整額）に定める内容をご確認ください。</p>	<p>※その他の詳細は、改定後の電力需給約款（高圧）〔2023年5月1日実施 Ver.5〕附則第2条（燃料費等調整額）に定める内容をご確認ください。</p>
<p>（原文無し）</p>	<p>② 燃料費等調整額の内容の変更（2023年5月1日または2023年5月の起算日以降）</p>
<p>（原文無し）</p>	<p>前述の①の他、以下の事項に関する電力需給約款（高圧）の改定を行います。詳細は、改定後の電力需給約款（高圧）〔2023年5月1日実施 Ver.5〕をご確認ください。</p> <p>(1)電力需給契約の実質的な変更を伴わない誤字等の修正</p> <p>(2)その他、2023年5月1日までに当社が必要と判断し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知する事項</p>

以上